

# 給水施設の構造、工事材料及び工事費の算出方法について

(制定 昭和 38 年 4 月 1 日局長決)

(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

大阪市工業用水道事業給水条例（昭和 34 年大阪市条例第 20 号）に規定する給水施設の構造、工事材料及び工事費の算出方法等の細目については、大阪市工業用水道事業給水条例施行規程（昭和 34 年水道事業管理規定第 11 号）の規定によるほか、昭和 33 年 7 月 24 日付決裁の「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」の例によるものとし、本案決裁の目前において前記施行規程に基づき施行された工事は、この決裁により施行されたものとみなす。

## 附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

## 附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。